

報告第9号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年12月14日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成23年10月2日（日）午前10時20分頃、市公用車が北本
市中丸1丁目10番地6先市道2459号線を走行中に道路標識に接
触し、同標識を損傷させたもの

3 損害賠償の額 金27,300円

平成23年12月1日

北本市長 石 津 賢 治